

●香川県告示第103号

平成19年香川県告示第512号（港湾法の規定による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。
平成20年3月7日

香川県知事 真鍋武紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
港湾名	区域	物件	港湾名	区域	物件
引田港、白鳥港、三本 松港、津田港、志度港、 牟礼港、直島港、宮浦 港、大部港、家浦港、 池田港、宇多津港、詫 間港、仁尾港、觀音寺 港、豊浜港、高松港、 土庄港、土庄東港、内 海港、坂手港、 <u>丸龜港</u> 、 多度津港	略	略	引田港、白鳥港、三本 松港、津田港、志度港、 牟礼港、直島港、宮浦 港、大部港、家浦港、 池田港、宇多津港、詫 間港、仁尾港、觀音寺 港、豊浜港、高松港、 土庄港、土庄東港、内 海港、坂手港	港湾区域並びに港湾隣接地域、 臨港地区及び港湾法第2条第 6項の規定により国土交通大 臣の認定した港湾施設の区域 (港湾管理者が管理するもの に限る。)	船舶、浮桟橋